主たる事業内容			
総株主等議決権数		(a)	個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

（備考）

① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

③ 本様式における第一種贈与認定個人事業者であった者に係る規定は、第二種贈与認定個人事業者であった者について準用する。なお、本様式において「贈与認定個人事業者であった者」、「先代事業者」又は「特定事業用資産」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。

④ 報告書の写し及び施行規則第 13 条第 10 項各号（当該規定が準用される場合を含む。）に掲げる書類を添付する。

（記載要領）

① 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。

② 「先代事業者の相続の開始の日」については、贈与認定個人事業者であった者が有する特定事業用資産を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をした先代事業者のうち最も古い時期に当該贈与認定個人事業者であった者が有する特定事業用資産を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者の相続の開始の日を記載する。

③ 「先代事業者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度における特定資産等に係る明細表」については、当該贈与認定個人事業者であった者が所有する特定事業用資産を現物出資することで設立された会社の貸借対照表に計上されている資産の金額を記載する。

④ 「特定資産等」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑤ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第 34 条及び第 36 条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑥ 「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 88 条第 1 項第 4 号に掲げる営業外収益及び同項第 6 号に掲げる特別利益を除いて記載する。

⑦ 「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。